

## 総務関係

6	職員給料	4市町村で初任給の格付けと等級別資格基準に違いがあります。合併時、給料体系の基準を統一し、実施します。給料体系は、9級制による昇給・昇格基準を作成して新市において調整します。昇給停止年齢の引き下げにより、給与水準の抑制を図ります。将来的な課題として、職務・職責に一層対応した給料体系の確立を図る必要があります。
7	職員各種手当	4市町村で一部の手当における対象業務、支給額に違いがあります。合併時、各種手当の基準を統一し、実施します。職員各種手当については、原則として国の基準に準じます。特殊勤務手当については、必要に応じて見直しを行います。
8	職員退職手当	佐久市は市条例により実施していますが、臼田町・浅科村・望月町は長野県町村総合事務組合に加盟し、組合条例により実施しています。合併時、新市の条例を制定し、実施します。
9	職員旅費	4市町村とも条例に基づき支給していますが、支給額に違いがあります。合併時、佐久市の例を基準に統一して実施します。ただし、県内並びに新市に隣接する県外市町村の出張に対する日当は廃止します。
10	職員勤務条件	4市町村で、特別休暇に違いがあります。合併時、各種休暇の基準を統一し、実施します。

## 経済関係

11	農業委員会の委員の報酬	4市町村の報酬額に違いがあります。合併時、新市において報酬額を統一します。なお、合併後、特別職報酬等審議会の協議に準じ、見直しを行います。委員報酬額は、下記のとおり定めます。 【新市の委員の報酬月額】 会長 85,700円 会長代理 54,300円 部会長 46,000円 委員 39,900円 【在任特例中の委員の報酬月額】 会長 52,000円 会長代理 32,000円 部会長 30,000円 委員 29,000円
----	-------------	--

## 教育関係

12	私立幼稚園運営補助金	佐久市・浅科村・望月町が実施していますが、補助金額に違いがあります。合併時、現行どおりとし、合併後1年以内に新たに補助制度をつくります。今後の幼保一元化の動向や、子育て支援等を考慮した補助制度を検討します。
13	私立幼稚園施設整備事業補助金	佐久市が実施しています。合併時、新市において市内の私立幼稚園が施設整備事業を行う場合、事業費に対し予算の範囲内で補助金を交付します。 【補助率及び基準】 1. 建築面積は、幼稚園設置基準又は私立幼稚園施設整備費補助基準交付要綱の範囲内において実際に建築した面積 2. 建設単価は、市の査定した単価とします。 3. 補助率は、対象事業経費（工事費）から国県補助金、寄附金、その他収入を差引いた額の2分の1以内とします。

## 議会関係

14	議員報酬の取り扱い	4市町村の報酬額に違いがあります。新市の議会議員の報酬は下記のとおりとします。なお、当分の間、報酬額の抑制措置を行います。また、速やかに特別職報酬等審議会において報酬額の協議を行います。 【報酬月額】 議長 461,000円 副議長 383,000円 議員 349,000円
15	議会政務調査費補助金	4市町村とも実施していますが、金額及び交付方法に違いがあります。合併後、新市において金額及び交付方法を定め実施します。
16	各委員会研修補助金	浅科村、望月町が実施しています。合併時、費用弁償で対応するため廃止します。

### ホームページを開設しています

合併協議会では、協議状況などの情報を広く住民の皆さんに提供するため、ホームページを開設しています。ぜひご覧ください。

### 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会事務局

〒385-8501 長野県佐久市大字中込3056（佐久市役所3F）  
TEL ● 0267-62-2111（内線366）／FAX ● 0267-62-7862  
Eメール ● gappei@city.saku.nagano.jp  
ホームページアドレス ● <http://www.city.saku.nagano.jp/gappei/index.htm>